

千葉県国民健康保険運営協議会の設置について

平成28年11月11日

健康福祉部保険指導課

国民健康保険法の一部改正により、平成30年4月1日から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることに伴い、法施行日までに策定する国民健康保険運営方針等の重要事項を審議させるため、新たに「千葉県国民健康保険運営協議会」を設置した。

1 会議の形態等

県の附属機関（審議会）であり、平成28年9月議会において千葉県行政組織条例を改正し、設置した。

2 会議の目的

国民健康保険事業の運営に関する都道府県が処理することとされている重要事項（納付金の徴収、国保運営方針等）の審議

3 委員構成

総数	内 訳
14人以内	被保険者代表 4人以内
	保険医等代表 4人以内
	公益代表 4人以内（会長選出）
	被用者保険代表 2人以内

4 委員の任期

平成30年3月31日まで

（平成30年4月1日以降は3年：政令で定められる。）

5 設置根拠

○ 国民健康保険法第11条第1項

- ・都道府県に国民健康保険運営協議会の設置義務
- ・審議する事項

…国保事業費納付金の徴収及び国保運営方針の作成等の重要事項等

（設置等）

第二十八条 県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

（組織等）

第二十九条 前条第一項の規定により設置された附属機関の組織、委員の構成、定数及び任期は、別表第三のとおりとする。

（会長及び副会長）

第三十条 会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員の任命等）

第三十一条 委員は、知事が任命又は委嘱する。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第三十二条 附属機関の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

別表第二（抜粋）

附属機関名	担任する事務
千葉県国民健康保険運営協議会	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）附則第九条の規定により、同法第四条の規定による改正後の国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第十一条第一項に規定する国民健康保険事業の運営に関する事項について審議すること。

別表第三（抜粋）

附属機関名	組織	委員の構成	定数	任期
千葉県国民健康保険運営協議会	会長 副会長 委員	一 被保険者を代表する者	四人以内	平成三十年三月三十一日まで
		二 保険医又は保険薬剤師を代表する者	四人以内	
		三 公益を代表する者	四人以内	
		四 被用者保険等保険者を代表する者	二人以内	